

年 月 日

ゆうちょ銀行支店長
郵便局長 様

鹿児島県 錦江町長 新田 敏郎

ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて本町の町民税・県民税・森林環境税における特別徴収税額の納入取扱店（局）に指定しましたので通知します。

1 認可または承認番号	福振公第1131号
1 口座番号	02030-9-960064
1 加入者の名称	錦江町会計管理者
1 取りまとめ局	福岡貯金事務センター（〒812-8794）

【ゆうちょ銀行（郵便局）の指定について】

特別徴収税額の納入について、九州外（沖縄県を含む）の各ゆうちょ銀行（郵便局）（以下「ゆうちょ銀行」という。）で、従来と異なるゆうちょ銀行、または新しくゆうちょ銀行を利用される場合は、この「ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書」をご利用のゆうちょ銀行名をご記入の上、当初納入される際に、そのゆうちょ銀行に提出してください。

※この「ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書」を添付されないと、ゆうちょ銀行が取り扱いできませんので、必ず添付してください。

※次の場合は提出する必要はありません。

- ・九州内（沖縄県を除く）の各ゆうちょ銀行を利用される場合
- ・前年度に指定ゆうちょ銀行を利用されている場合（本年度も同じゆうちょ銀行を引き続き利用できます。）